

令和 2 年 7 月 1 4 日

京丹波町議会議長 梅原 好範 様

京丹波町長 太田 昇

## 文書質問回答書

令和 2 年 7 月 1 日 2 京丹議第 6 8 号の文書質問書について、京丹波町議会文書質問取扱要綱第 4 条の規定により、下記のとおり回答します。

## 記

質問者名	篠塚 信太郎	担当課	こども未来課
質問事項	令和 2 年度認定こども園整備事業 木材調達契約（その 3）について		
質問の内容	<p>質問事項については、6 月 1 6 日に開かれた令和 2 年第 2 回定例会本会議において質問したが、次の点について疑義があるため質問する。</p> <p>(1) 議案第 6 4 号に係る添付資料 5、1 ページの単価調査で見積取得した府内製材所 A・B・C 社の会社名を伺う。</p> <p>(2) 単価調査で見積取得した府内製材所 A・B・C 社の造作材、羽柄材設計見積単価は、店頭渡し販売単価では。</p> <p>(3) 木材調達契約（その 3）設計書の木材調達費に共通仮設費、現場管理費、工事費諸経費（一般管理費）を計上しているが、設計書の木材調達費は製品を購入した価格であり、共通仮設費、現場管理費、工事費諸経費（一般管理費）として、5, 7 7 6, 0 0 0 円を経費として計上する必要があるのか。</p> <p>(4) 木材調達契約（その 3）設計書の共通仮設費、現場管理費、工事費諸経費（一般管理費）の設計内訳を伺う。</p>		
答弁	<p>(1) 府内 A・B・C 社の見積書は予定価格を算定するための参考資料として徴したものであり、併せてその内容は各業者のノウハウが含まれるため、公表の対象といたしておりません。</p> <p>(2) 3 業社の見積価格は、京丹波町が調達する材及び数量に対して、製材業者が工事業者へ納品する場合の単価となっています。</p>		

(3) 府内3業者の見積価格に対して、町の設計単価は、製材業者が町へ納品し、町から工事業者に支給することから、府内3業者の見積価格を参考に72%を乗じて設計単価を算定しております。

こども園の木材調達には、町の有効資源である伐期を迎えている森林を活用するモデル事業としての観点も含め、材工分離により町が事前調達する手法にて発注しております。

本来、工事業者との契約により調達される木材については、諸経費等が含まれた費用であることから、材工分離で発注している京丹波町の木材調達契約においても工事費の中で計上する経費を含めて積算することが妥当であると考えております。

(4) 木材調達契約その3の設計内訳に関しては、公共建築工事共通費積算基準（平成28年改定）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）に示された算定式を元にそれぞれ率を算定しています。

なお、本設計において共通仮設費の率は、3.86%、現場管理費の率は7.85%、工事費諸経費（一般管理費）の率は9.27%となっています。